

令和 2 年 4 月 1 6 日

令和 2 年度第 1 回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和２年度第１回臨時松本市教育委員会付議案件

〔報告〕

第１号 市内小中学校の再休業に関する対応について

報告第 1 号

市内小中学校の再休業に関する対応について

1 趣旨

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が進むなか、松本保健所管内の感染状況の変化を受け、市内小中学校を再び休業としたことについて報告するものです。

2 経過

2. 4. 7 県市長会意見交換で県立学校の休業を検討
政府が緊急事態宣言発令

6日に陽性と判明した上伊那の感染者が、塩尻市内店舗で不特定多数
の人と接触し、濃厚接触者がいるとの情報を受ける。

本市対策本部主要メンバーによる対応検討（教育長出席）
市長記者会見

3 発表内容（教育委員会関係部分要旨）

- (1) 市内小中学校については、4月9日から5月6日まで休業とする。
- (2) 休業期間中は、週に1回程度の登校日を設け、児童生徒の健康管理、心のケアに努める。

4 決定の根拠法令

- (1) 学校保健安全法
(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

- (2) 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則
(教育長専決の事柄)

第5条 教育長は、第2条の規定による教育委員会の権限に属する事案であつても、急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき若しくは会議により特に指定した事案は専決することができる。ただし、専決処分した事案は次の会議に報告し承認を得なければならない。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980